

令和7年度常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の消費喚起と経済活性化を図ることを目的として、市内の施工業者によって、住宅のリフォーム工事（以下「工事」という。）を行う市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (2) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃借住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分があり、かつ、建築物が一体として登記されている住宅をいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の修繕、改築、増築、耐震、模様替えその他住宅等の機能の維持及び向上のために行う補修、改良又は設備改善をいう。ただし、火災、風水害、震災、その他の自然災害による場合を除く。
- (4) 市内施工業者 市内に住所及び事業所を有する個人事業主又は市内に本店又は本社を有する法人をいう。

(対象範囲)

第3条 市長は、予算の範囲内において、市民が市内施工業者によって工事を行うときに、当該経費の一部を補助するものとし、当該住宅につき1回を限度とする。

(対象住宅等)

第4条 補助の交付対象となる住宅は、次のとおりとする。

- (1) 市内に所有する個人住宅
 - (2) 市内に所有する併用住宅のうち当該住宅の個人住宅部分
- 2 補助の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。
- (1) 補助を受けようとする住宅に居住していること。
 - (2) 補助の対象となる住宅の所有者であること。
 - (3) 市税等について、滞納の事実がないこと。
 - (4) 補助の対象となる工事について、市で実施している同様の補助制度による補助を受けていないこと。（過去に同様の補助金を受けている場合は対象外とする）

(対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、交付決定後に着工し、当該年度末までに完了する工事で、当該事業費（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が、20万円以上のものとする。

2 併用住宅は、原則として、個人住宅部分の床面積を個人住宅部分及び非個人住宅部分の床面積の合計で除して得た割合に当該工事の金額を乗じて得た額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の事業費の額が20万円以上100万円未満の場合は当該工事の金額の10パーセント以内の額、100万円以上の場合は10万円以内とする。ただし、補助金の額に千円未満の額があるときは、これを切り捨てる。

(補助の申請)

第7条 補助を受けようとする者は、工事着工前に常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該工事の見積書の写し

- (2) 建築基準法上の許可が必要な場合は、その許可証の写し
- (3) 当該工事場所の案内図及び現況写真
- (4) 設計書等の図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査の上、補助の可否を決定し、常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、補助事業の工種の変更及び補助金額に変更が生じるとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき、その他市長が必要と認めるときは、常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業をより効率的に達成するために行う軽微な変更（補助金額に変更がなく、補助対象事業費をその総額の3割未満以内の変更する場合をいう。）については、この限りでない。

2 市長は、前1項の規定による申請があったときはその内容を審査の上、常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金変更等決定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、併せて常陸大宮市住宅リフォーム資金補助金請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

- (1) 当該工事の請求書の写し
- (2) 当該工事の領収証の写し
- (3) 写真（着工前、中間、完成）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する実績報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査するものとする。

(状況報告及び現地調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、工事の進捗状況について報告を求め、又は現地調査をすることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 補助の交付対象者は、補助事業により効用の増加した財産については、当該事業完了3年以内に、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、交換、貸し付け等に従しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) その他不正な手段により交付を受けたとき。

(庶務)

第14条 この要綱に定める手続等については、産業観光部商工観光課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。